

## 許認可等整理表 (福島県警察)

平成19年8月1日

条例名等	頁	条項名	処分の概要	行政庁		適用除外	審査基準	審査期間
				原権者	委任先			
示威更新及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例 [c24-15]	A-1	1	示威行進又は示威運動の許可	21			○	エ
遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例 [d4-80]	B-1	19-1	催物開催の許可	21			○	○
福島県道路交通規則 [j35-14]	C-1	2/3-4	通行禁止除外指定に対する標章の交付	21			○	○
	C-2	2/3-4	駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定に対する標章の交付	21			○	○

【凡例】

1 条例名等欄

	条 例	規 則		[ c 4 5 - 3 ]	
明 治	( a )	( h )	}		法令番号
大 正	( b )	( i )			
昭 和	( c )	( j )			
平 成	( d )	( k )			
				制定年	

2 条項名欄

(条) (項) (号)  
算用数字 —— 算用数字 ○つき数字

(例) 第25条第2項第1号 → 25-2①

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)
福島県知事	「20」
公安委員会	「21」
警察署長	「22」

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る行政手続条例上の根拠条項を示した。

5 審査基準欄

記号

- ア 何らかの審査基準を定めるもの..... ○
- イ 審査基準を定めることを要しないもの..... ○
- (理由)
- (ア) 条例等の定めにおいて判断基準が言い尽くされているため..... ア
- (イ) 処分の先例がなく、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため..... イ
- (ウ) 処分の先例がなく、また今後も処分するケースがないと判断されるため..... ウ
- (エ) 具体的な基準として定めることが技術的に困難なため..... エ

6 標準処理期間欄

- ア 標準処理期間を定めるもの..... ○
- イ 標準処理期間を定めないもの..... ○
- (理由)
- (ア) 条例等の定めにおいて標準処理期間が言い尽くされているため..... ア
- (イ) 処分の先例がなく、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため..... イ
- (ウ) 処分の先例がなく、また今後も処分するケースがないと判断されるため..... ウ
- (エ) 具体的な基準として定めることが技術的に困難なため..... エ